

## 平成27度事業計画

### I はじめに

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災から 4 年が経過した。被災地の水産業については、震災以前と比べ水揚量が約 7 割まで回復し、水産加工施設は 8 割まで復旧し業務再開したものの、震災により失われた販路確保等の問題もあり、以前の水準以上まで売上を回復した事業者は少ない。

こうした中、今年度も国産塩安定供給のための需給バランスの監視作業を年間通して続けてきたが、需要量は震災以前の水準に回復しておらず、在庫不足も解消し供給不安は無くなっている。

塩の販売については、生活用塩の減少傾向は依然として続いており、さらに食品工業用への需要の減少、また、平成 26 年 4 月の消費税増税を前にした駆け込み需要の反動などもあり、通期では 91 万トン程度と見込まれている。

石油石炭税については、平成 24 年 10 月 1 日から、石油石炭税の税率に地球温暖化対策のため税率が三段階に分け上乗せ導入されたが、我々、イオン交換膜製塩法（以下、膜濃縮せんごう法）による国産塩製造業者は、陳情活動の成果もあり、塩製造用電力の自家発電に使用される輸入石炭に上乗せされる税率の軽減措置を平成 26 年 3 月 31 日まで受けることが出来た。さらに、平成 26 年 4 月 1 日以降の増税分についても、平成 29 年 3 月 31 日までの 3 年間の軽減措置延長を実現させることができた。

海外石炭事情については、アジアの一般炭需要は、経済発展に伴いインドやアセアンを中心に需要の増加が見込まれている。また、中国では経済成長の減速・大気汚染対策等により需要の増加を減速させている。他方、我が国への供給国である豪州では、経営状況の厳しい炭鉱の閉山や一時的な生産中止、開発計画の見直しが加速していることから、供給過剰の状況は解消されつつあり、今後、輸入石炭価格は上昇に転ずるものと思われる。そのような状況下にあつて、円安傾向も加わり、国内製塩の安定操業・事業継続が危惧される状況に変わりはない。

関税問題については、T P P（環太平洋経済連携協定）交渉は昨年末の大筋合意を目指したが、交渉を主導する日米が関税協議で折り合わず断念となった。現在は、今春までの合意を目指して詰めの協議を始めている。なお、日豪 E P A（経済連携協定）交渉は、T P P に先立ち平成 26 年 7 月 8 日に協定書に署名し平成 27 年 1 月 15 日に発効となり、塩については、平成 36 年 4 月 1 日に、無税譲許されることとなった。また、日・モンゴル E P A は平成 27 年 2 月 10 日協定書に署名し、塩については、発効後 11 回にわたり段階的に引き下げ、無税譲許することとなった。

塩の安全・安心への取り組みについては、H A C C P ・ I S O 22000 の考え方を取り入れ、食品衛生法の趣旨・原則に基づいて定めた「食用塩の安全衛生ガイドライン」に、食品防御及び A I B 国際検査統合基準の考え方を充実し、工場の現場レベルでの管理体制をより強化させた内容の第 5 版により、会員 3 工場に対してガイドライン更新審査を実施した。

このほか、外部セミナーへの参加、ホームページ等の改定、消費者からの電話対応等を通じて「塩の正しい情報」の普及に努めた。

また、過去 6 年間で費やし、イオン交換膜の高性能化に向けて取り組んだ次世代膜の開発事業については、その本格的工業化の準備が進められている。

## II 平成 27 年度基本方針

我々は、国民生活に不可欠な良質な塩を、膜濃縮せんごう法により安定的に供給することを使命とし、「安全・安心・国産塩」を取り組みの柱に据え、広く国民から共感を得ていくこととする。

上記の基本認識に立って、今年度の事業運営の重点を次の通りとする。

### 1 国産塩の安定供給への取り組み

日本の製塩業は、膜濃縮せんごう法によって国民生活に不可欠な良質の塩を安定供給することを使命とし、その効率化を図ってきた。我々の務めは、塩の安定供給を将来にわたり継続するために必要な生産体制をより維持・強化していくため、不断の設備投資を行っていく。

また、(公財)塩事業センターの生活用塩供給業務等の諸施策に、全力を上げて協力することにより生活用塩の安定供給に努める。

### 2 「石油石炭税の軽減措置延長」への取り組み

石油石炭税の上乗せ税率分の軽減措置については、行政・関係団体等とより一層連携を密にし、次回の税制改正時においても実現できるよう、要請行動を続けて行くこととする。

### 3 塩製造技術高度化研究開発業務への対応

(公財)塩事業センター主導の下に始められた次世代膜開発業務は、製塩膜メーカーの協力を得て実用化に向けての段階にまで進められた状況にあるので、適宜、開発状況の把握に努めるとともに、今後とも早期製品化に協力していくこととする。

### 4 TPPへの取り組み

塩の基本関税の堅持を基本とする。TPPについては、政府・与党の今後の対米政策動向等に注目し、塩の関税撤廃に対しては、断固反対して行くこととする。

### 5 安全・安心への取り組み

「食用塩の安全衛生ガイドライン」については、今後とも、食品防御及びAIB基準を含め、市場の品質要求に対応した改定とその着実な実施に努め、さらに徹底した管理を行っていくこととする。

また、膜濃縮せんごう塩の品質上の優位性を、各種媒体を通じてより強力に訴求していくこととする。

### 6 情報の収集と提供

塩を取り巻く厳しい環境と激しい変化に対応するため、財務省・(公財)塩事業センター等関係機関・団体との連携を密にするとともに、会員各社に向けて、より迅速・的確な情報の収集と提供に努め、業務の円滑化を図ることとする。

### 7 適塩についての啓蒙活動

やみくもな減塩運動に対する危惧を訴え、関係機関・団体とともに、個々人で異なる適塩についての啓蒙活動に努める。

### 8 製塩技術の伝承

塩技術研修会の開催を継続し、会員企業等の技術者を育成し、高度な国内製塩技術の伝承に努める。